

新居浜市 第二期 循環型社会形成推進地域計画

新 居 浜 市

平成 25 年 12 月 3 日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	2
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	13
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	16
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	17
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	19
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	20
参考資料様式 6	計画支援概要	21
別添資料 1	現有施設位置図	22
別添資料 2	ごみの主な指標グラフ	24
別添資料 3	生活排水の主な指標グラフ	25
別添資料 4	ごみの分別区分	26
別添資料 5	現有施設の概要	27

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	新居浜市
面積	234.32km ²
人口	124,331人(平成25年10月末現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。



図1 新居浜市の位置

(3) 基本的な方向

大量生産、大量消費、大量廃棄の 20 世紀社会経済システムから、環境への負荷が少なく持続的成長が可能な循環型社会への転換を図る必要がある。

また、自然の大切さとかげがえのなさを再認識し、海や山、川などの優れた自然環境の保全に努めることにより、環境と共生し、恵み豊かな自然を次の世代へと引き継いでいく責務がある。

これからは、地球市民という立場から、本市がもつ豊かな自然景観を大切にしながら、ごみの減量化や再資源化などリサイクルシステムの構築を図るとともに、資源・エネルギー利用の効率化など地球にやさしいまちづくりへの取り組みが求められている。

「第五次新居浜市長期総合計画」（平成 23 年 3 月）では、新居浜市の目指す将来都市像として『一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市』と定め、4つのまちづくりの理念と、6つのまちづくりの目標を掲げており、その中のひとつの目標である『フィールド2 環境調和 ～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～』の中で「公共下水道と合併浄化槽による水質改善の推進」、「ごみ減量と 3 R の推進」及び「下水道普及率の向上」を基本計画として定め、特に力を入れている。

(4) 広域化の検討状況

愛媛県ごみ処理広域化計画では、新居浜市は四国中央市と西条市と共に西条ブロックに属しているが、当ブロックは焼却施設、資源化施設、最終処分場は概ね集約化が図られているため、基本的には現行の処理体制を維持し、灰溶融施設については、(財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の活用を図ることとしている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は集団資源回収量も含めて 49,118 トンであり、再生利用される総資源化量は 8,809 トン、リサイクル率 $[(直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)]$ は 17.9% である。

中間処理による減量化量は 37,848 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 80.2% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.2% に当たる 2,461 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理のうち、焼却量は、39,801 トンである。新居浜市清掃センターでは排ガスを冷却する際に蒸気タービンを回転させることにより、最大 1,950kwh の発電を行い、場内に供給している。

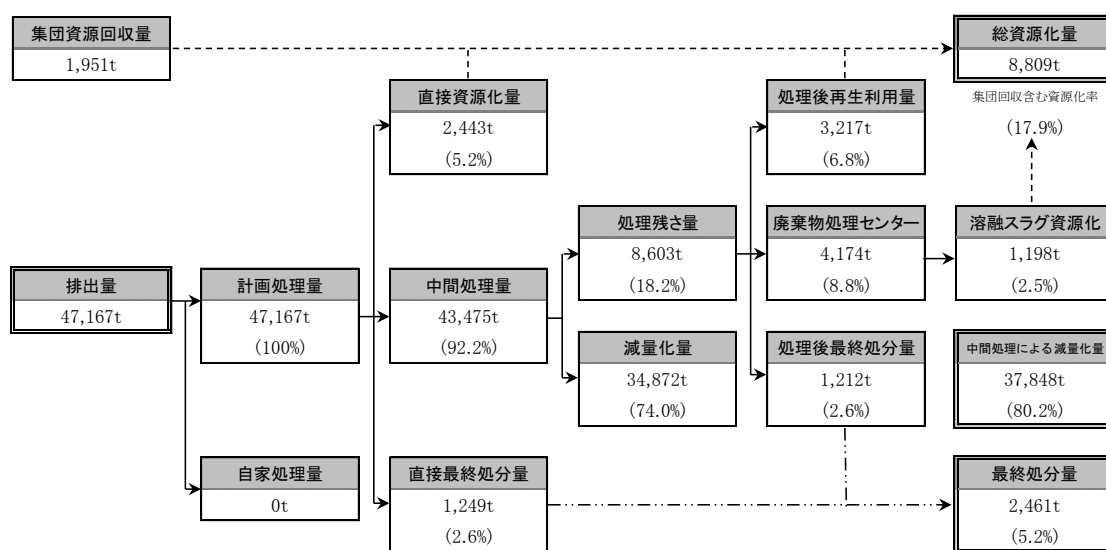


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 24 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 24 年度の生活排水の排出状況及びし尿・汚泥等の排出は図 3 のとおりである。
 生活排水処理対象人口は全体で 124,388 人であり、水洗化人口は 83,478 人、汚水衛生処理率は 67.1% である。

し尿発生量は 20,289kL/年、浄化槽汚泥発生量は 15,063kL/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は 35,352kL/年である。

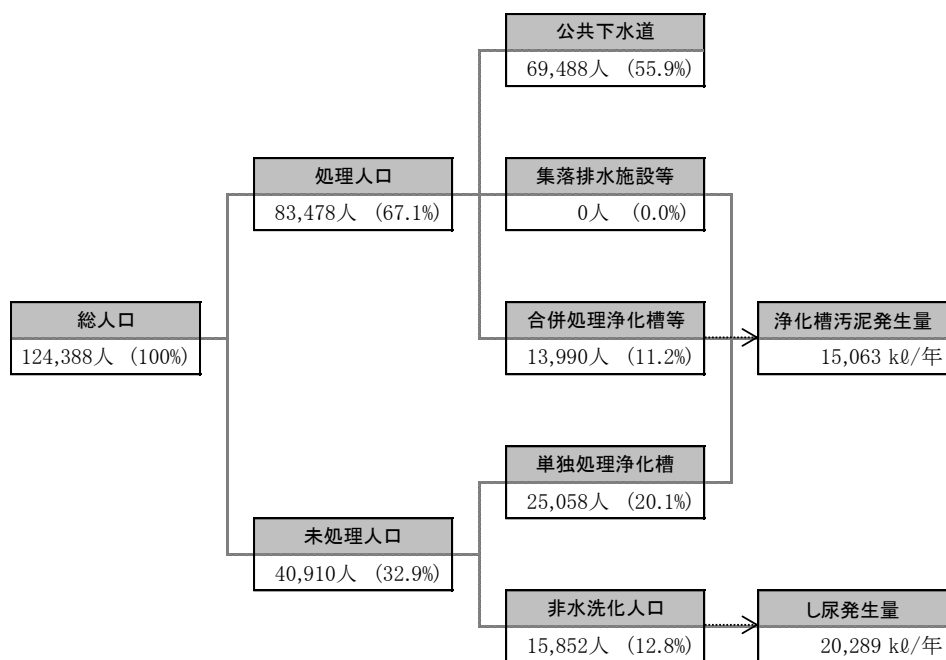


図 3 生活排水の処理状況フロー (平成 24 年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (平成24年度)	目 標(割合 ^{※1}) (平成31年度)
排出量	事業系 総排出量	13,042 トン	11,104 トン (-14.9%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.16 トン/事業所	1.84 トン/事業所 (-14.8%)
	家庭系 総排出量	34,125 トン	27,594 トン (-19.1%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	274 kg/人	224 kg/人 (-18.2%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	47,167 トン	38,698 トン (-18.0%)
	集団回収量を含む排出量合計	49,118 トン	44,196 トン (-10.0%)
再生利用量	直接資源化量	2,443 トン (5.2%)	2,701 トン (7.0%)
	総資源化量(集団回収を含む)	8,809 トン (17.9%)	12,378 トン (28.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	8,073 MWh	9,472 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	37,848 トン (80.2%)	29,362 トン (75.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,461 トン (5.2%)	2,456 トン (6.3%)

※1 排出量分は現状(平成24年度分)に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = (家庭系ごみの総排出量) / (人口)

※4 総資源化量比率は集団回収量を含む排出量合計に対する割合

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

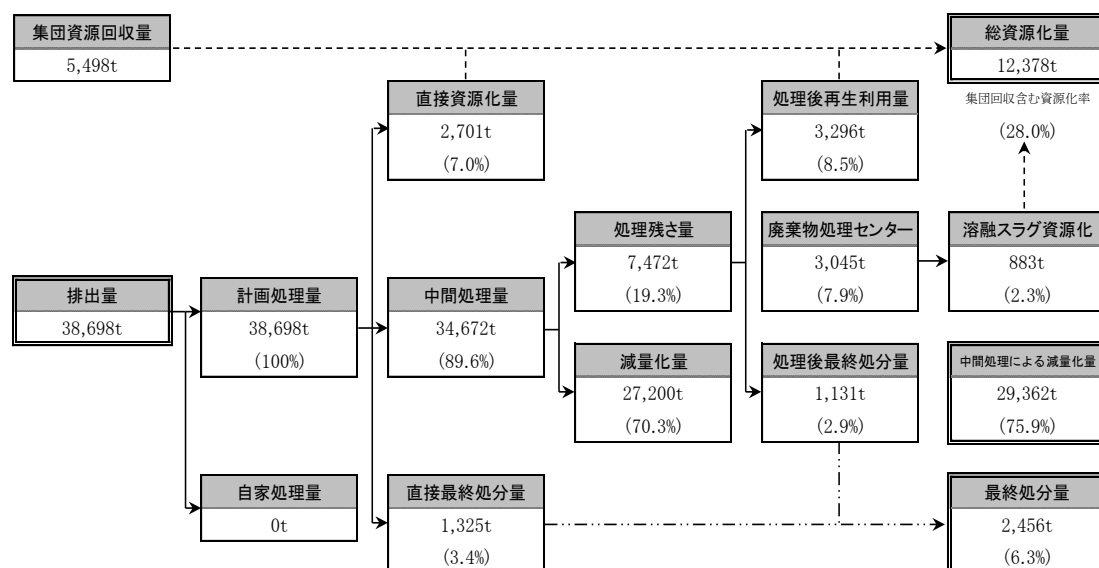


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成31年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理の現状と目標

区 分		平成24年度実績		平成31年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	69,488 人	(55.9%)	77,285 人	(62.8%)
	集落排水施設等	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	13,990 人	(11.2%)	17,357 人	(14.1%)
	未処理人口	40,910 人	(32.9%)	28,352 人	(23.1%)
	合 計	124,388 人	(100.0%)	122,994 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	20,289 kL/年		12,912 kL/年	
	浄化槽汚泥量	15,063 kL/年		12,674 kL/年	
	合 計	35,352 kL/年		25,586 kL/年	

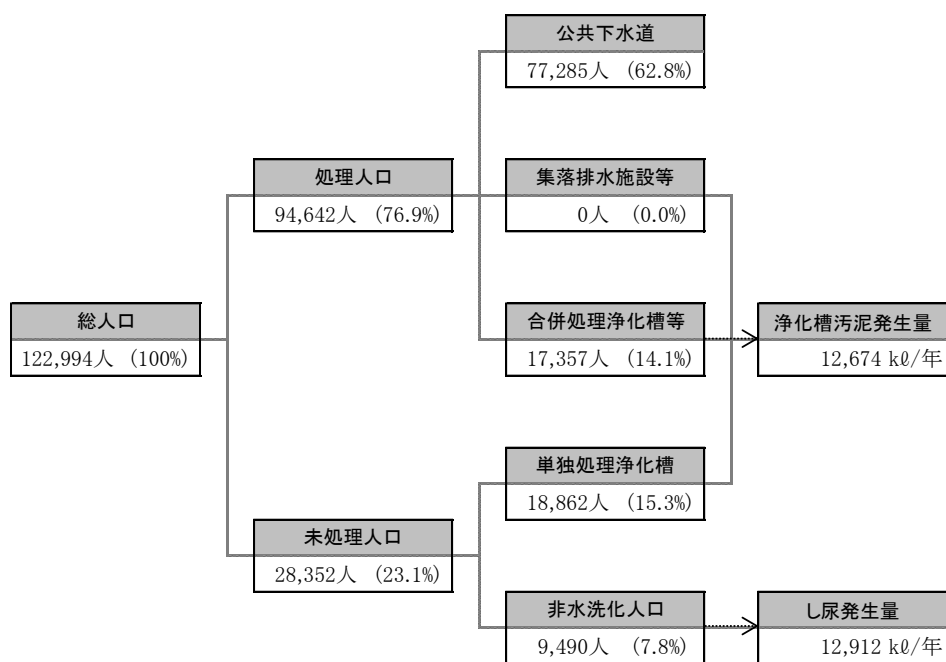


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成31年度）

3 施策の内容

発生抑制や、再使用等に関する施策は、本市が定め、それぞれの施策を推進する。
なお、詳細については様式3に示す。

(1) 発生抑制、再使用の推進

1) 排出抑制と減量化の取り組み

- ①各家庭での生ごみ堆肥化を推進するため、処理容器の設置への補助を継続する。また、正しい容器の使用のアドバイス、ぼかしやえひめA I 2の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行う。
取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及や、ケーブルテレビ番組での広報などで幅広い年齢層へ普及するように取り組む。
- ②不用品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進する。
- ③事業者に対する減量指導や施設での搬入指導を行い、事業系ごみの排出抑制に取り組む。また、過剰包装について、無駄を減らすよう働きかける。
- ④事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減する。

2) 資源化の取り組み

- ①資源ゴミ集団回収が、市内全域で取り組まれるよう、実施団体を増やす。
また、古布の回収を実施団体に呼びかける。
- ②廃衣類及び廃食用油は拠点回収の拡大を図るとともに、バイオディーゼル燃料の使用拡大を図る。
- ③小型家電リサイクル法に基づき、施設での分別を実施し、資源化を促進する。

3) レジ袋削減・マイバッグ持参推進の取り組み

レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバッグ持参推進に取り組む。

4) 環境学習の取り組み

小学生から高齢者まで、幅広い年代の人が、環境学習の多くの機会に出会えるよう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組む。

5) 生活排水対策

汲み取り式便所及び単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理のまま排出され、水質汚濁の要因となっていることから、合併処理浄化槽設置費補助制度を活用し、ホームページや市政だより等で広報を行い、合併処理浄化槽への転換を進める。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

①現在の新9種分別収集の定着を図り、適正なごみ処理を推進する。

重点事項

びん=キャップの取り除き、陶器やガラスコップの混入防止

プラスチック製容器包装=汚れを取る、対象外のプラスチックを入れない

不燃物=大型ごみ(30cm以上)を入れない

びん・缶、ペットボトル=コンテナやネットへのバラ排出の徹底

②収集の効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続する。

ごみステーションの適正な維持管理のため、自治会等へのネットの支給、ボックス設置への補助等の支援策を検討するとともに、今後も自治会と協力して取り組む。

③ごみ収集カレンダー、分別大辞典の作成・配布を行うとともに、出前講座等で正しい出し方の周知を図る。プラ製容器包装の汚れの取り方については、市民からの問い合わせが多いため、基準を作成し周知する。また、リサイクルの仕組みを周知し、正しい分別への理解につなげる。

④収集方法等の改善の検討

剪定ごみの大きさ等の条件変更が収集・処理の上で可能か検討する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物は、家庭系ごみの分別区分に準じて処理を行っている。今後も、家庭系ごみの分別区分に準じて処理を行う。また、ごみ処理手数料の見直しを行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定（市が処理する産業廃棄物）に基づく告示品目である紙くず、木くずを処理しているが、今後は民間での処理を促す。

処理の実績は、平成20年度が688トン、平成21年度が486トン、平成22年度が410トン、平成23年度が383トン、平成24年度が310トンである。

エ 生活排水の現状と今後

合併処理浄化槽設置費補助制度、公共下水道事業など、地域に適する処理形態を選定し、効率的に生活排水処理施設を整備する。

公共下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽設置費補助制度により、合併処理浄化槽の整備を促進する。

オ 今後の処理体制の要点

3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用化）・リサイクル（再資源化））の推進を図る。

事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しや分別排出の指導強化により、ごみの減量化及び資源化の促進を図る。

稼働開始から10年が経過する清掃センター（焼却施設）については、施設を長寿命化するために基幹的設備改良工事を行う。

埋立廃棄物の中間処理を充実し、直接埋立を減らし、最終処分場の延命化に寄与する。

表3 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

現状(平成24年度)					今後(平成31年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)		分別区分	処理方法	処理施設等		処理計画(t)	
							一次処理	二次処理		
燃やすごみ	焼却	新居浜市清掃センター	24,824		燃やすごみ	焼却	新居浜市清掃センター	焼却灰、再資源化または埋立	17,761	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	リサイクル	新居浜市リサイクル推進施設 プラスチック圧縮施設	1,349	資源ごみ	プラスチック製容器包装	リサイクル	新居浜市リサイクル推進施設 プラスチック圧縮施設	日本容器包装リサイクル協会	1,632
	ペットボトル		ペットボトル圧縮施設	225		ペットボトル		ペットボトル圧縮施設		225
	びん類		新居浜市リサイクル推進施設 資源選別施設	972		びん類		新居浜市リサイクル推進施設 資源選別施設	日本容器包装リサイクル協会、 売却	1,002
	缶類			345		缶類				416
	古紙類		古紙回収業者	2,443		古紙類		古紙回収業者	—	2,701
	有害ごみ		専門業者	52		有害ごみ		専門業者	—	45
	不燃ごみ		選別・破砕	新居浜市清掃センター 破砕処理施設		686		不燃ごみ	選別・破砕	新居浜市清掃センター 破砕処理施設
大型ごみ	破砕・切断	新居浜市清掃センター 破砕処理施設	1,980	大型ごみ	破砕・切断	新居浜市清掃センター 破砕処理施設	焼却または埋立	1,813		
埋立ごみ	埋立	新居浜市最終処分場	1,249	埋立ごみ	埋立	新居浜市最終処分場	—	1,325		

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前述(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	新居浜市清掃センター(焼却施設)基幹的設備改良工事(交付率1/2)	201 t/日	愛媛県新居浜市観音原町乙122番地の1	H27~H29

*別添資料として、現有処理施設の概要を添付する。

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、CO₂排出抑制や高性能化等による省エネルギー化を促進するために行う施設の改良

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成24年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	1,843	294	688	H26~H30
—	浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	—
—	その他地方単独事業	0	0	0	—
—	合計	1,843	294	688	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新居浜市清掃センター基幹的設備改良工事(事業番号1)に係る発注支援業務	基本設計等	H26

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

1) 不法投棄防止・まち美化の取り組み

自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関と連携し、適正なステーション管理、不法投棄防止、まち美化の推進に取り組む。

2) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

3) 災害時の廃棄物処理に関する事項

新居浜市地域防災計画を踏まえ、ごみの収集および処理については次のとおりを行う。

(ア) ごみの一時集積

災害発生後収集可能になった時点から10日以内に、速やかに被災地の仮集積場所から一時集積場へごみの搬出を行う。

(イ) 一時集積場の選定

次の点に留意し、一時集積場の具体的な選定を行う。

- ・他の応急対策活動に支障のないこと。
- ・環境衛生に支障がないこと。
- ・搬入に便利なこと。
- ・後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

(ウ) ごみの搬送方法

- ・ごみの搬送方法について作業計画を作成する。
- ・生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、委託業者等の協力を得て、最優先で収集、搬送の体制を確立し、清掃センターへ搬送し焼却処理する。
- ・収集できずに道路、空地に置かれたごみについては定期的な消毒を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

新居浜市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛媛県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度) (1/3)

1 地域の概要

(1) 地域名	新居浜市	(2) 地域内人口	124,331人	(3) 地域面積	234.32 km ²
(4) 構成市町村等名	新居浜市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合名	②組合を構成する市町村:		③設立(予定)年月日:	
	④設立されていない場合、今後の見通し:				

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成31年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	14,258	13,202	12,902	13,288	13,042	11,104 (H24比 -14.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.36	2.19	2.14	2.20	2.16	1.84
	家庭系 総排出量(トン)	35,846	34,934	34,462	35,013	34,125	27,594 (H24比 -19.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	285	279	276	281	274	224
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	50,104	48,136	47,364	48,301	47,167	38,698 (H24比 -18.0%)
	集団回収量を含む排出量合計(トン)	52,570	50,317	49,460	50,330	49,118	44,196 (H24比 -10.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,444 (4.9%)	2,228 (4.6%)	2,758 (5.8%)	2,834 (5.9%)	2,443 (5.2%)	2,701 (7.0%)
	総資源化量(トン)(集団回収量を含む)	8,716 (16.6%)	9,137 (18.2%)	9,451 (19.1%)	9,320 (18.5%)	8,809 (17.9%)	12,378 (28.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	7,903	7,909	7,911	7,836	8,073	9,472
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	41,281 (82.4%)	38,898 (80.8%)	37,207 (78.6%)	37,986 (78.6%)	37,848 (80.2%)	29,362 (75.9%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,573 (5.1%)	2,282 (4.7%)	2,802 (5.9%)	3,024 (6.3%)	2,461 (5.2%)	2,456 (6.3%)

※ 割合は、排出量分については現状(平成24年度分)に対する割合、その他は排出量に対する割合を示す。

※ 総資源化量比率は集団回収量を含む排出量合計に対する割合を示す。

※ 別添資料2として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度) (2/3)

3 一般廃棄物施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設	新居浜市	全連続燃焼式ストーカ炉	有	201t/24h (67t×3炉)	H15.4	H30.4	老朽化に伴う基幹的改良	全連続燃焼式ストーカ炉	H30.3	201t/日	清掃センター(焼却)
	新居浜市	縦型切断機	有	2.85t/5h	H20.4						清掃センター(焼却前処理)
リサイクル施設	新居浜市	衝撃破砕機	有	40t/5h	H15.4	—	—	—	—	—	清掃センター(粗大ごみ)
	新居浜市	せん断破砕機	有	20t/5h	H15.4	—	—	—	—	—	清掃センター(粗大ごみ)
	新居浜市	選別(手選別)	無	4.9t/5h	H20.4	—	—	—	—	—	リサイクル推進施設(不燃物選別施設)
	新居浜市	圧縮梱包機	有	6.4t/5h	H21.10	—	—	—	—	—	リサイクル推進施設(プラスチック資源化施設)
	新居浜市	機械選別	有	2t/5h	H21.10	—	—	—	—	—	リサイクル推進施設(缶資源化選別施設)
	新居浜市	保管	有	6.2t/日	H21.10	—	—	—	—	—	リサイクル推進施設(びん保管施設)
	新居浜市	減容機、電動圧縮梱包	有	2t/5h	H18.4	—	—	—	—	—	リサイクルプラザ(ペットボトル資源化施設)
最終処分場	新居浜市	海面埋立方式	有	363,116m ³	H20.4	—	—	—	—	—	最終処分場
し尿処理施設	新居浜市	低希釈＋高度処理	有	140KL/日	H2.4	—	—	—	—	—	衛生センター

※ 別添資料 1-1として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度) (3/3)

4 生活排水処理の現状と目標

指 標・単 位		過去の状況・現状						目 標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成31年度
総	人 口	126,024	125,689	125,413	124,931	124,438	124,388	122,994
公 共 下 水 道	污水衛生処理人口	64,374	65,226	66,868	67,506	68,440	69,488	77,285
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	51.1%	51.9%	53.3%	54.0%	55.0%	55.9%	62.8%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	污水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	污水衛生処理人口	11,329	11,994	12,608	12,963	13,578	13,990	17,357
	污水衛生処理率又は污水処理人口普及率	9.0%	9.5%	10.1%	10.4%	10.9%	11.2%	14.1%
未 処 理 人 口	污水衛生未処理人口	50,321	48,469	45,937	44,462	42,420	40,910	28,352

※ 別添資料3として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	新居浜市	1,843	4,252	S63.4	294	688	平成31年度	

※ 別添資料1-2として計画地域内の施設の状況(現況)を地図上に示したものを添付した。

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成26年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)						
			単位		開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30		H26	H27	H28	H29	H30
○熱回収等に関する事業							3,098,020	0	674,300	1,032,364	1,391,356	0	2,212,140	0	382,420	643,780	1,185,940	0
新居浜市清掃センター(焼却施設)基幹的設備改良工事(交付率1/2)	1	新居浜市	201	t/日	H27	H29	3,098,020	0	674,300	1,032,364	1,391,356	0	2,212,140	0	382,420	643,780	1,185,940	0
○浄化槽に関する事業							100,738	19,882	19,882	20,214	20,214	20,546	100,738	19,882	19,882	20,214	20,214	20,546
浄化槽設置整備事業	2	新居浜市	294	基	H26	H30	100,738	19,882	19,882	20,214	20,214	20,546	100,738	19,882	19,882	20,214	20,214	20,546
○計画支援事業							15,000	15,000	0	0	0	0	15,000	15,000	0	0	0	0
新居浜市清掃センター基幹的設備改良工事(事業番号1)に係る発注支援業務	31	新居浜市	—	—	H26	H26	15,000	15,000	0	0	0	0	15,000	15,000	0	0	0	0
合計							3,213,758	34,882	694,182	1,052,578	1,411,570	20,546	2,327,878	34,882	402,302	663,994	1,206,154	20,546

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4～表6に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（1/2）

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業期間					備考
					開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	堆肥化の促進	処理容器の設置への補助を継続し、正しい容器の使用のアドバイス、ぼかしやえひめAI2の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行う。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	12	リユースの促進	不用品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進する。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	13	事業系ごみの排出抑制	事業者に対する減量指導や施設での搬入指導と、過剰包装について、無駄を減らすよう働きかける。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	14	民間施設での処理の促進	事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減する。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	15	集団回収団体の増加促進	資源ゴミ集団回収が、市内全域で取り組まれるよう、実施団体を増やし、また古布の回収を実施団体に呼びかける。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	16	拠点回収の実施促進	廃衣類及び廃食用油は拠点回収の拡大を図るとともに、バイオディーゼル燃料の使用拡大を図る。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	17	小型家電リサイクルの分別	小型家電リサイクル法に基づき、施設での分別を実施し、資源化を促進する。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	18	レジ袋削減・マイバッグ持参推進	レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバッグ持参推進に取り組む。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	19	環境学習の充実	幅広い年代の人が、環境学習の多くの機会に出会えるよう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組む。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	20	生活排水対策	合併処理浄化槽設置費補助制度を活用し、ホームページや市政だより等で広報を行い、合併処理浄化槽への転換を進める。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
処理体制に関するもの	21	適性なごみ処理の推進	現在の新9分別収集の定着を図るために、重点事項について徹底する。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	22	ステーション方式による収集の継続	自治会等へのネットの支給、ボックス設置への補助等の支援策を検討するとともに、今後も自治会と協力して取り組む。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					
	23	市民への周知徹底	ごみ収集カレンダー、分別大辞典の作成・配布を行うとともに、出前講座等で正しい出し方の周知を図る。プラ製容器包装の汚れの取り方及びリサイクルの仕組みについて周知を図る。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施					

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（2/2）

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業期間					備考	
					開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30		
処理施設の整備	1	新居浜市清掃センター(焼却施設)基幹的設備改良工事	H22に策定した長寿命化計画により、焼却施設(201t/日)の基幹的設備改良工事を実施する。	新居浜市	H27	H29	要		基幹的設備改良工事				関連事業31	
	2	浄化槽設置整備事業	生活排水処理対策として、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。	新居浜市	H26	H30	要	浄化槽設置整備事業						
施設整備に係る計画	31	新居浜市清掃センター基幹的設備改良工事(事業番号1)に係る発注支援業務	事業番号1の施設整備を行うため、発注仕様書等の作成などを行う。	新居浜市	H26	H26	要	発注支援						関連事業1
その他	41	不法投棄防止・まち美化の取り組み	自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関と連携し、適正なステーション管理、不法投棄防止、まち美化の推進に取り組む。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施						
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施						
	43	ごみの一時集積	災害発生後収集可能になった時点から10日以内に、速やかに被災地の仮集積場所から一時集積場へごみの搬出を行う。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施						
	44	一時集積場の選定	「環境衛生に支障がないこと」などに留意し、一時集積場の具体的な選定を行う。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施						
	45	ごみの搬送方法	ごみの搬送方法について作業計画を作成し、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、委託業者等の協力を得て、最優先で収集、搬送の体制を確立し、清掃センターへ搬送し焼却処理する。	新居浜市	H26	H30	否	事業の実施						

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	新居浜市
(2) 施設名称	新居浜市清掃センター焼却施設（基幹的設備改良工事）
(3) 工期	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度
(4) 施設規模	処理能力 201 t/日（ 67 t/日 × 3 炉 ）
(5) 形式及び処理方式	全連ストーカ式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（発電効率12.8%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱回収率24.3%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	老朽化した基幹的設備の改良や効率化を実施し、地球温暖化の防止に配慮するとともに、既存施設の長寿命化・延命化を図り、地域内におけるごみの適正処理を継続する。また、この改良工事によるCO ₂ 削減率は52.8%となる予定である。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	—
---------------	---

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	—
(11) 回収ガスの利用計画	—

(12) 事業計画額	3,098,020千円
------------	-------------

【参考資料様式5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	新居浜市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚染防止を図るとともに、良好な生活環境及び公共用水域の水質保全を確保する。
(4) 事業期間	平成26年度～平成30年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道事業計画区域以外の区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 100,738 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

単位:千円

区分	交付対象基数 (668人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	264基(607人分)	87,648	87,648	87,648
6～7人槽	25基(58人分)	10,350	10,350	10,350
8～10人槽	5基(23人分)	2,740	2,740	2,740
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
合計	294基(688人分)	100,738	100,738	100,738

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 愛媛県

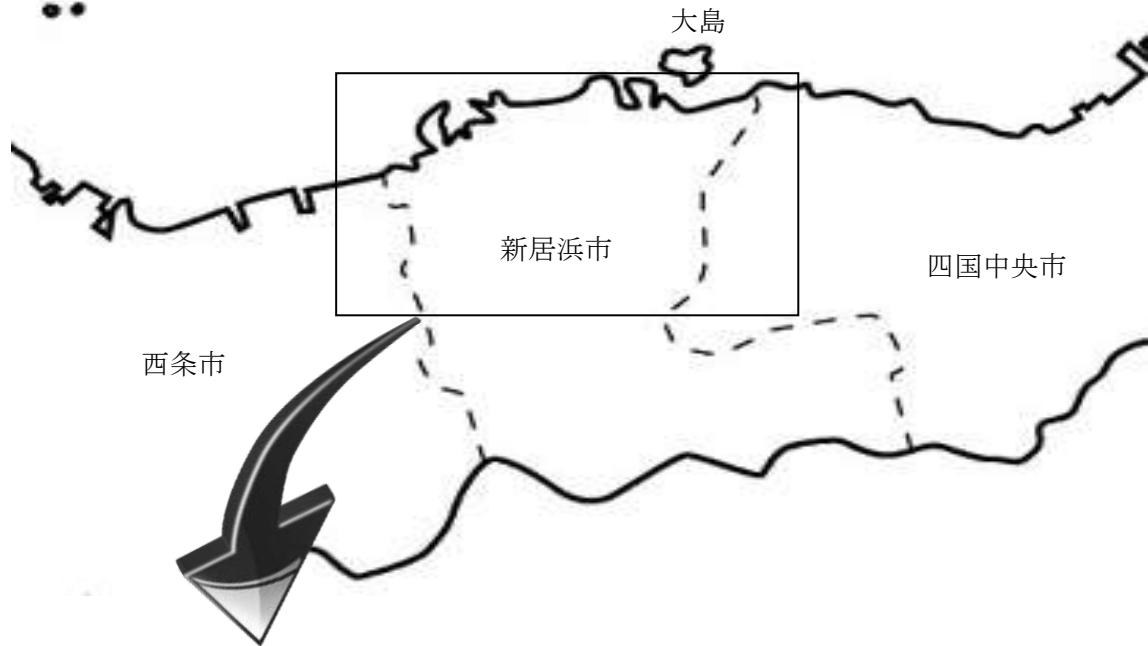
(1) 事業主体名	新居浜市
(2) 事業目的	エネルギー回収推進施設整備のため
(3) 事業名称	事業番号1 新居浜市清掃センター(焼却施設) 基幹的設備改良工事に係る発注支援業務
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	発注仕様書の作成等

(6) 事業計画額	15,000千円
-----------	----------

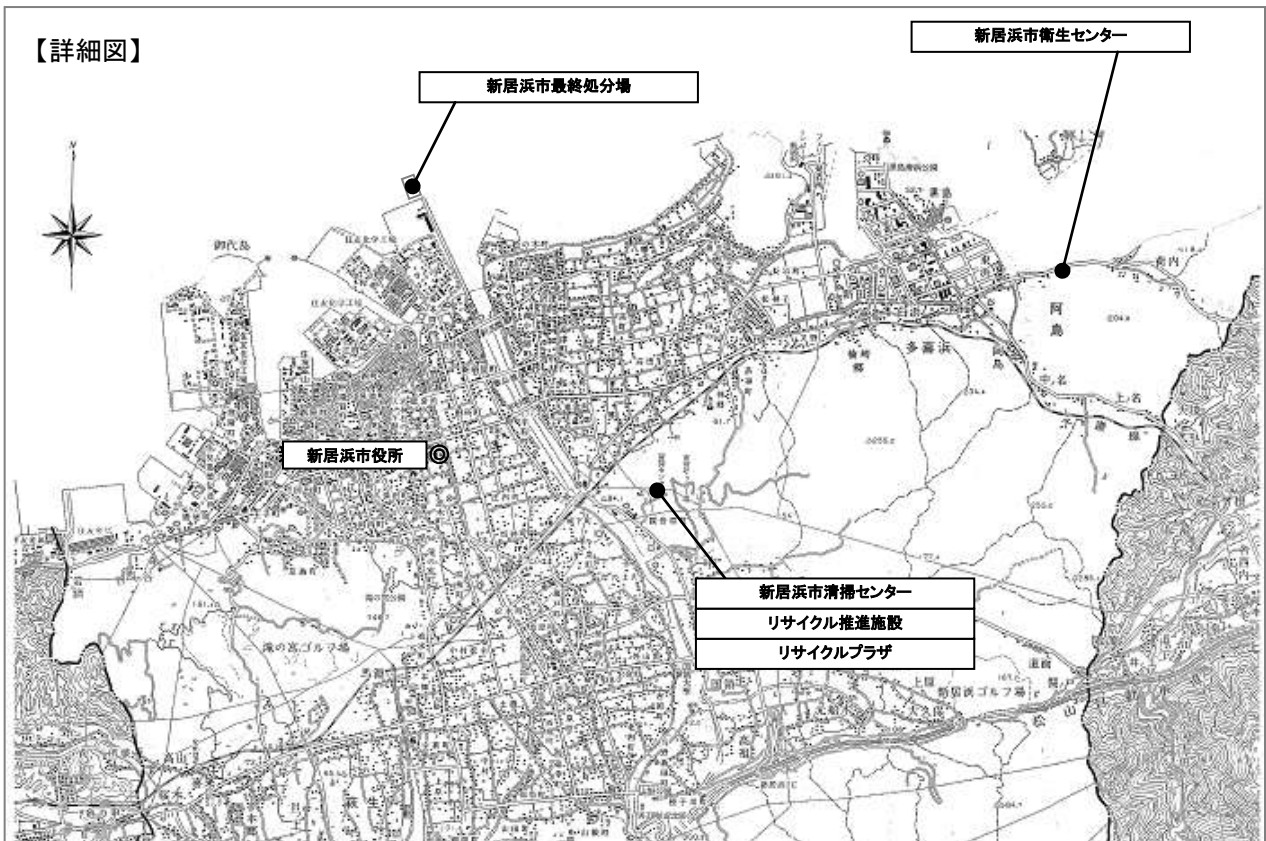
別添資料1-1

現有施設位置図（ごみ）

【全体図】

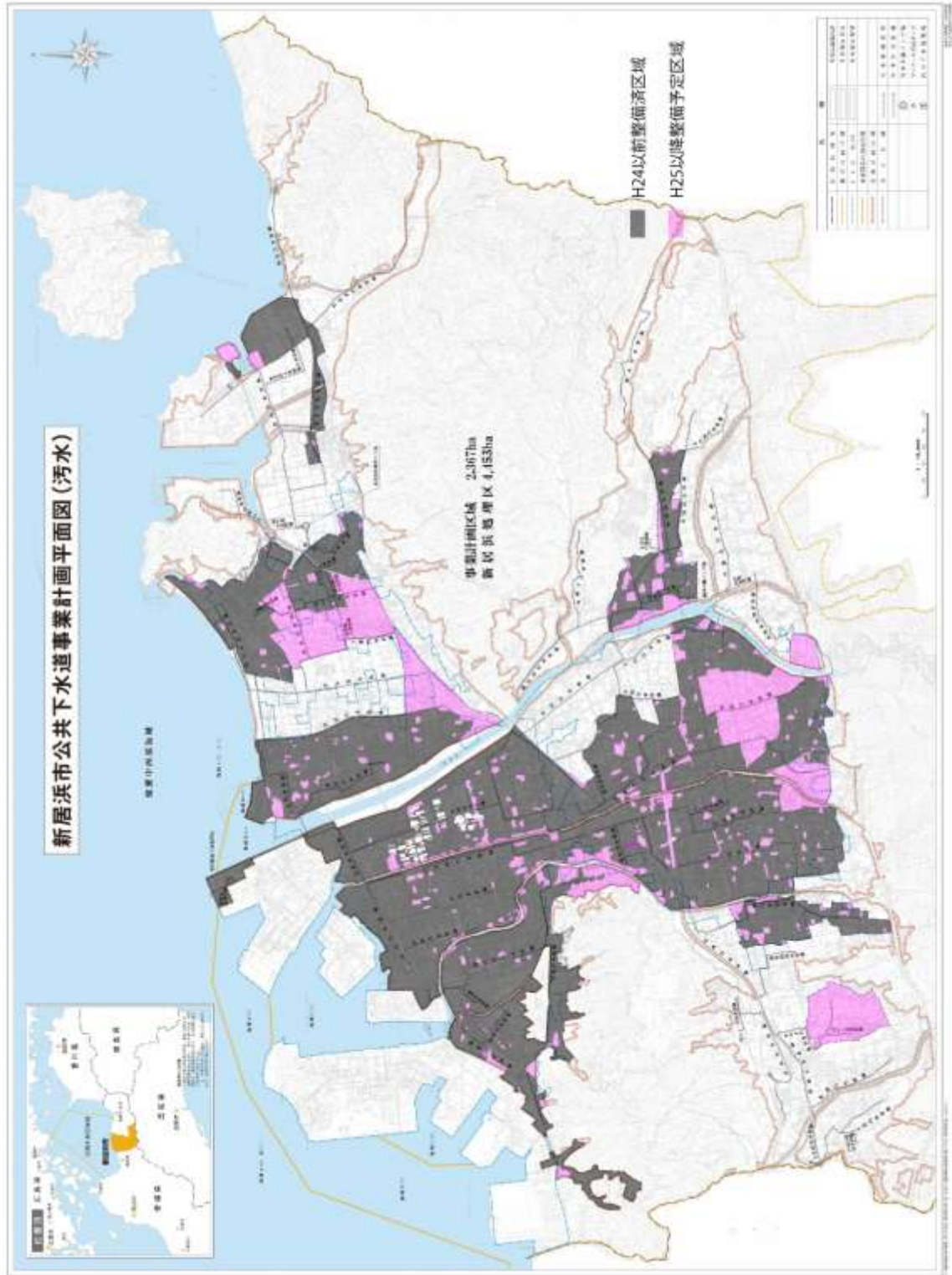


【詳細図】



別添資料1-2

現有施設位置図（生活排水処理）

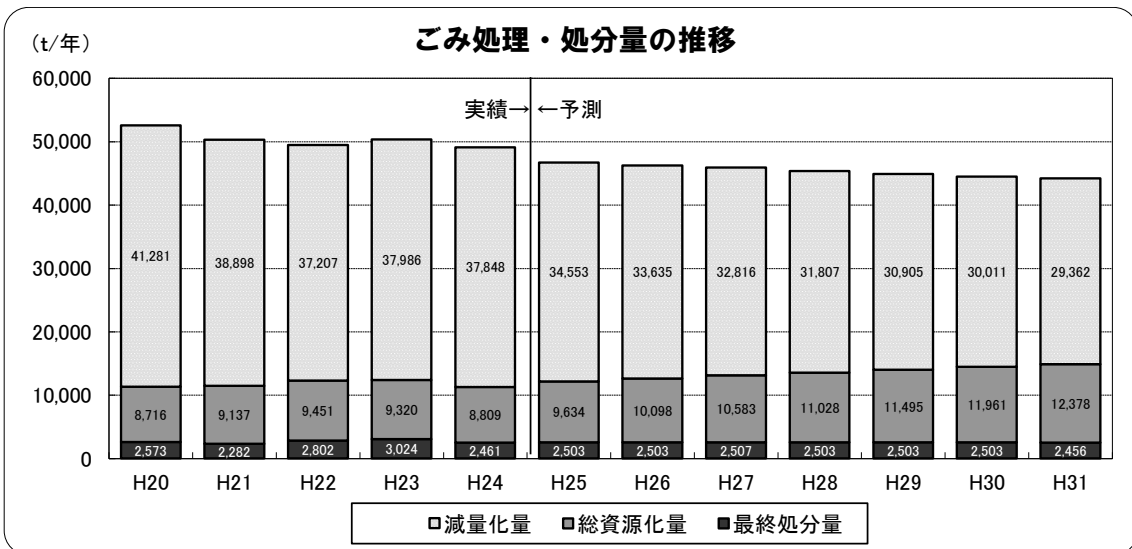
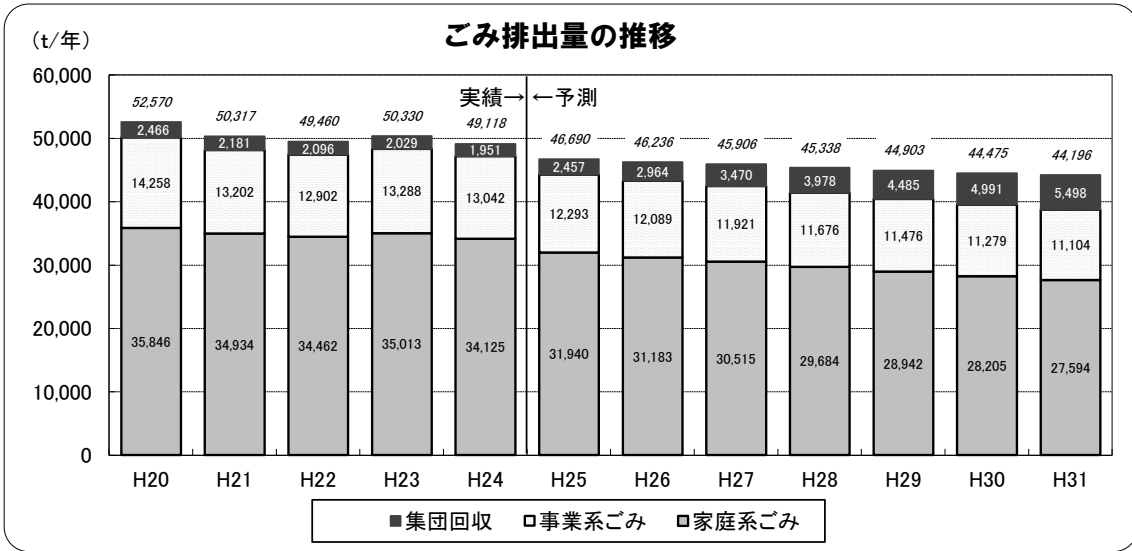


※下水道計画区域以外が合併処理浄化槽設置整備対象地域

別添資料2

ごみの主な指標グラフ

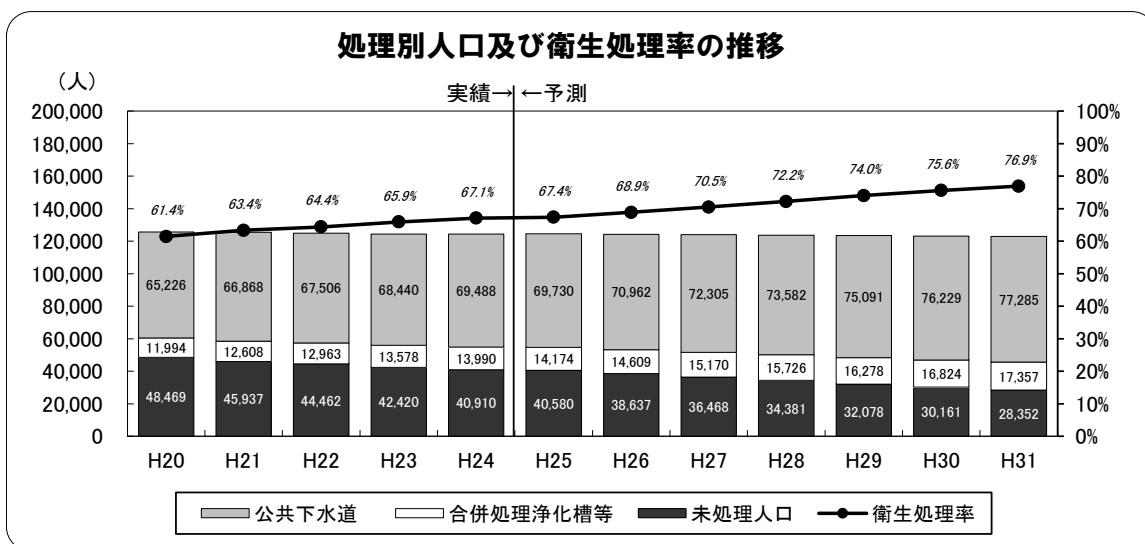
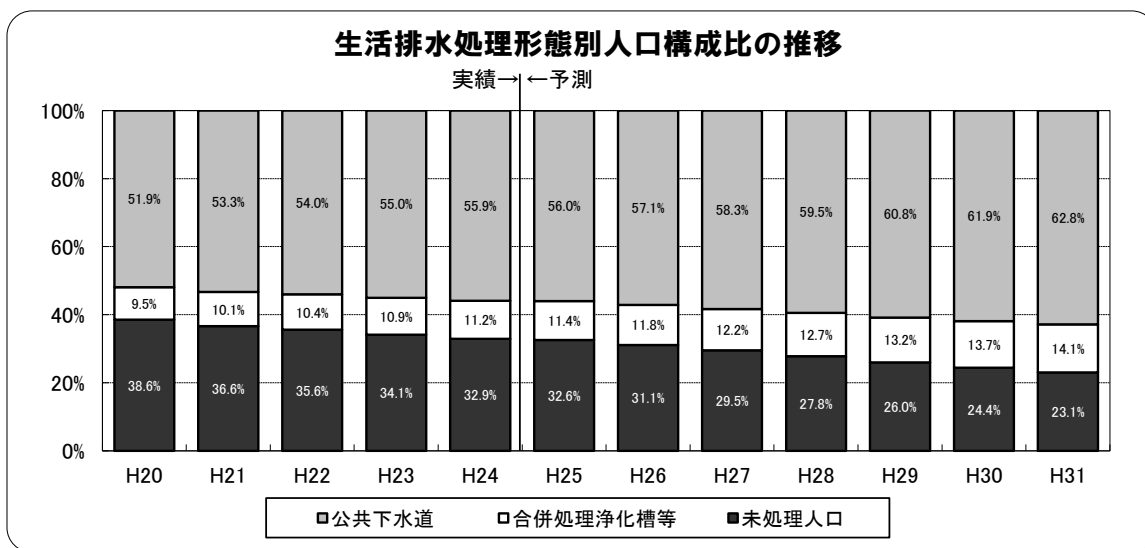
指 標		実績					予測						
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	14,258	13,202	12,902	13,288	13,042	12,293	12,089	11,921	11,676	11,476	11,279	11,104
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.36	2.19	2.14	2.20	2.16	2.04	2.00	1.97	1.93	1.90	1.87	1.84
	家庭系 総排出量(トン)	35,846	34,934	34,462	35,013	34,125	31,940	31,183	30,515	29,684	28,942	28,205	27,594
	1人当たりの排出量(kg/人)	285	279	276	281	274	257	251	246	240	234	229	224
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	50,104	48,136	47,364	48,301	47,167	44,233	43,272	42,436	41,360	40,418	39,484	38,698
	集团回収量を含む排出量合計(トン)	52,570	50,317	49,460	50,330	49,118	46,690	46,236	45,906	45,338	44,903	44,475	44,196
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	2,444	2,228	2,758	2,834	2,443	2,726	2,720	2,722	2,709	2,703	2,698	2,701
	総資源化量(集团回収を含む)(トン)	8,716	9,137	9,451	9,320	8,809	9,634	10,098	10,583	11,028	11,495	11,961	12,378
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)(MWh)	7,903	7,909	7,911	7,836	8,073	7,277	7,080	6,904	10,319	10,022	9,727	9,472
減 量 化 量	中間処理による減量化量(トン)	41,281	38,898	37,207	37,986	37,848	34,553	33,635	32,816	31,807	30,905	30,011	29,362
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	2,573	2,282	2,802	3,024	2,461	2,503	2,503	2,507	2,503	2,503	2,503	2,456



別添資料3

生活排水の主な指標グラフ

指 標	実 績					予 測							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
総 人 口	人	125,689	125,413	124,931	124,438	124,388	124,484	124,208	123,943	123,689	123,447	123,214	122,994
公 共 下 水 道	人	65,226	66,868	67,506	68,440	69,488	69,730	70,962	72,305	73,582	75,091	76,229	77,285
	(%)	(51.9%)	(53.3%)	(54.0%)	(55.0%)	(55.9%)	(56.0%)	(57.1%)	(58.3%)	(59.5%)	(60.8%)	(61.9%)	(62.8%)
集 落 排 水 施 設 等	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合 併 処 理 浄 化 槽 等	人	11,994	12,608	12,963	13,578	13,990	14,174	14,609	15,170	15,726	16,278	16,824	17,357
	(%)	(9.5%)	(10.1%)	(10.4%)	(10.9%)	(11.2%)	(11.4%)	(11.8%)	(12.2%)	(12.7%)	(13.2%)	(13.7%)	(14.1%)
未 処 理 人 口	人	48,469	45,937	44,462	42,420	40,910	40,580	38,637	36,468	34,381	32,078	30,161	28,352



別添資料4

ごみの分別区分

分別区分		種 類
燃やすごみ		台所ごみ、衣類などの布類、資源にならない紙くず、皮革製品、草枝など
不燃ごみ		小型家電製品、金属製品、陶磁器類、ガラス類など
資源ごみ	プラスチック製容器包装	カップ・パック、袋・ラップ・ラベル、チューブ、トレイ、ふた・キャップ、ボトルなど
	ビン	酒、調味料、ジュース瓶など
	缶	飲料用アルミ缶・スチール缶、スプレー缶、菓子缶・海苔缶など
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトルなど
	古紙類	新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール、飲料用紙パックなど
有害ごみ		乾電池・水銀式体温計、蛍光灯など
大型ごみ		電気・ガス製品、家具類、寝具類など

別添資料5

現有施設の概要

施設名	処理対象廃棄物	施設の概要と処理能力	開始年月	所在地
清掃センター	燃やすごみ	全連続燃焼式ストーカ炉 20t/24h(67t×3炉)	H15.4	観音原町乙122番地の1
		縦型切断機 2.85t/5h	H20.4	
	不燃ごみ	衝撃破砕機 40t/5h	H15.4	
	大型ごみ	せん断破砕機 20t/5h	H15.4	
リサイクル推進施設	不燃ごみ	選別(手選別) 4.9t/5h	H20.4	
	プラスチック製容器包装	圧縮梱包機 6.4t/5h	H21.10	
	缶	機械選別 2t/5h	H21.10	
	びん	保管 6.2t/日	H21.10	
リサイクルプラザ	ペットボトル	減容機、電動圧縮梱包 2t/5h	H18.4	
最終処分場	埋立ごみ	海面埋立方式 363,116m ³	H20.4	菊本町二丁目817番地2地先
衛生センター	し尿、浄化槽汚泥	低希釈＋高度処理 140KL/日	H2.4	阿島二丁目20番5号